

○学校法人金沢工業大学研究倫理規程

(平成15年4月1日施行)

改正 平成29年11月1日 令和4年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金沢工業大学教職員(以下「教職員」という)が、工学技術に関する学理の追求と、その成果の活用にあたり、遵守すべき事柄を定めることにより、人類への貢献と社会的信頼の確保に努めることを目的とする。

(遵守事項)

第2条 前条の目的を達成するため、教職員は工学技術が社会に与える影響を十分認識したうえで、適用される法令及び学校法人金沢工業大学における科学技術研究の行動規範に基づき、特に次の事項を遵守しなければならない。

- 1 人類と国際社会の安全、健康、福祉に貢献するよう行動する。
- 2 自らの自覚と責任において、学術の発展と文化の向上に寄与する。
- 3 他者の生命、財産、名誉、プライバシーなどを尊重する。
- 4 他者の知的所有権と知的成果を尊重する。
- 5 すべての人々の人権を尊重し、国籍、宗教、性別、障害、年齢などにとらわれない公平な関わりを順守する。
- 6 専門知識の維持・向上に努め、最善の業務遂行に尽力する。
- 7 技術開発が、公衆や環境に悪影響を及ぼす要因があると判断した場合、適時公表し、広く社会へ知らせる。
- 8 技術上の主張や判断は、学理と事実とデータに基づき、誠実かつ公正に行う。
- 9 技術的討論の場においては、他者の意見や批判を尊重するとともに、誠実に応答する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年11月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、令和4年6月1日から改正施行する。